

令和2年度 電気通信積算基準の改定について

国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室 企画専門官 小嶋 正一 こじま しょういち

1. はじめに

国土交通省土木工事標準積算基準(電気通信編)(以下、「電気通信積算基準」という)は、国土交通省が発注する電気通信設備工事における予定価格の積算に使用されているとともに、通信設備等の据付調整業務などの予定価格の積算にも利用されています。

電気通信積算基準は、電気通信設備工事等に必要とされる標準的な歩掛等を設定しているもので、毎年実施している施工実態調査等に基づき、歩掛の見直しや新たな技術・工法の追加等の改定を行っています。

今回の改定では、プレキャストを導入し建設現場の生産性向上を目指したもの、また、不調不落が多く発生している設備の撤去工事、移設工事について、施工実態調査等の結果を反映したのものなどとなっています。

2. 電気通信積算基準の改定概要

(1) 歩掛の新規制定

道路照明設備工に「照明灯プレキャスト基礎設置」を新規制定しました(図-1、写真-1)。



写真-1 照明灯プレキャスト基礎

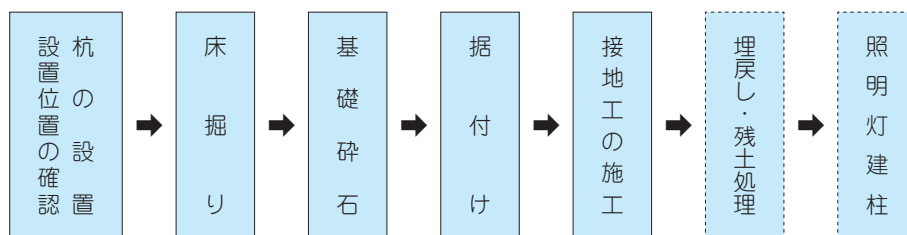


図-1 照明灯プレキャスト基礎設置工 施工フロー

照明灯プレキャスト基礎を採用することにより、施工フローに示すとおりコンクリートの養生期間が必要なくなり、基礎設置直後に照明灯の建柱作業を行うことができるため、現道工事の交通規制期間の短縮が図れ、建設現場の生産性向上に寄与するものです。なお、照明灯プレキャスト基礎設置工は、現道上かつプレキャスト基礎の納入可能地で原則採用することとしています。

また、移動体通信設備工に「デジタル陸上移動通信装置設置工」を新規制定しました。これは国土交通省デジタル陸上移動通信システム(Kokudokoutsuu LAnd Mobile system By Digital Access (K-LAMBDA (K-λ)))の据付調整に適用するものです。

(2) 撤去工事に関する歩掛の改定

現行基準では、既設設備の撤去工事は、個別歩掛に明示のある場合を除き、「機器、材料等を再使用する場合は原則として据付歩掛の0.5倍とし、「再使用しない場合は原則として0.2倍とし、技術者、技術員は電工に置き換えて計上するものとしていました。今般、施工実態調査等の結果を踏まえ、次のとおり改定しました。

- ・「機器、材料等を再使用する場合は、原則として据付歩掛の0.5倍 → 1.0倍

- ・「再使用しない場合は、原則として据付歩掛の0.2倍 → 0.5倍
- ・技術者、技術員は、電工に置き換えて計上 → 置き換え規定の廃止

(3) 移設工事に関する機器管理費率の追加

機器管理費は、工事施工にあたって機器の調達、機器の施工現場での適切な管理等に要する経費として、間接工事費の一部として計上しているものです。現行基準では、機器製作及び据付調整を行う場合、機器製作のみを行う場合及び機器を支給する場合に計上していましたが、施工実態調査等の結果を踏まえ、機器を移設する場合においても必要な経費であることから、機器管理費を計上する改定を行いました(表-1)。

(4) 日当たり施工量の新設(本運用)

電気通信設備工事においてより正確な工期算定を行うため、昨年度まで試行していた各種工種の日当たり施工量を本運用することとしました。電気通信設備工事の標準工期の算定においては、その大半を占める機器製作期間と現地の工事期間(日当たり施工量より算定)から、適切な工期を設定できるものです(図-2)。

表-1 機器管理費率の補正

種別	補正係数
機器製作及び据付調整を行う場合	1.0
機器製作のみを行う場合	0.5
機器を支給する場合	0.5
機器を移設する場合	0.5
上記を複合した場合	補正係数算定式により算出された係数(h)

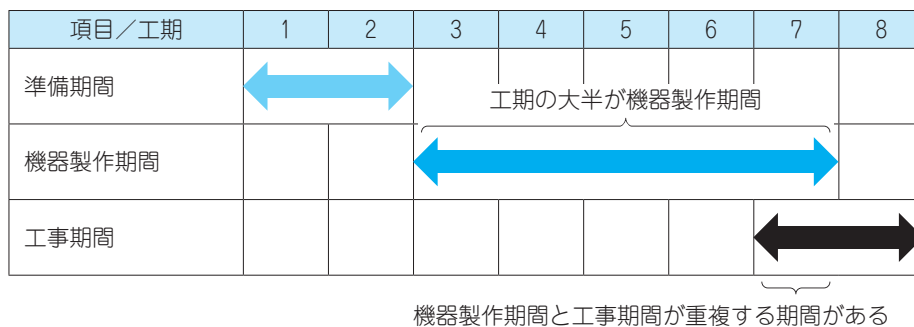


図-2 電気通信設備工事の工期算定

3. おわりに

国土交通省地方整備局等の発注工事においては、改定した積算基準を原則令和2年3月から適用しています。また、今回紹介した基準を含め、国土交通省ホームページに改定内容の詳細を掲載しています。

今回の改定により、より実態を踏まえた適切な積算が可能となるとともに、適切な工期設定が行えることから、受注者及び発注者の設計積算の合理化が推進されるなど、働き方改革につながることを期待しています。

【参考ホームページ】

・電気通信関係積算基準等

<http://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisankijun.html>